

東日本大震災及び原子力発電所事故に係る 避難者支援に関する決議

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から2年が経過し、いまなお31万人にも及ぶ方が避難生活を余儀なくされており、1年前の避難者数と比べても1割程度しか減っていない。

中でも、原子力発電所事故や放射性物質の影響を懸念して避難されている方々においては、精神的・経済的な負担はもとより、先への見通しが立たず、将来的な生活設計について判断がつかない状況下であり、家族関係やコミュニティーの崩壊までもが危惧されている。

こうした中、国では、関連法の制定や制度改正等により避難者への様々な支援措置を講じてきたところではあるが、長期化する避難生活の不安を払拭し、生活再建に向けた中長期的な見通しを具体的、かつ早期に示すとともに、必要な支援策を更に講じていく必要がある。

よって、国においては、避難者をはじめ、人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対しても、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握し、被災県などと連携を取りながら適切な措置を講じること。
- 2 避難者が今後の進路を決断できるような個々具体的な相談ができる体制を、国の責任において、避難先地域で構築すること。
- 3 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

以上 決議する。

平成25年5月17日